

# 知っておきたい最新著作権判決例 1

平成 28 年度著作権委員会第 3 部会 梶田 剛

## 要 約

平成 28 年度の著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決等（平成 27 年 12 月～平成 28 年 11 月）を、以下 6 回にわたり紹介する。本稿は、その第 1 の判決である。本稿をきっかけとして、会員が著作権関連判決等に触れ、何らかの形で実務や研究に役立てていただければ幸甚である。

### リレーショナルデータベースの著作物性及び複製 ないし翻案が争われた事例

梶田 剛

知財高裁平 28・1・19 平 26(ネ)10038  
(裁判所 HP)

#### 目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 前提知識
4. 判旨
5. 解説

#### 1. 事案の概要

本件は、データベースを含む旅行者向けシステムを 1 審被告らが製造・販売する行為について、1 審原告が有するデータベースの著作権侵害に当たるなどと主張して、差止、損害賠償、及びデータベースの破棄を請求した事案である。

##### (1) 当事者

- ・控訴人兼被控訴人：株式会社ブロードリーフ訴訟承継人（以下、1 審原告）
- ・被控訴人兼控訴人：株式会社アゼスタ、Y1～Y6（以下、1 審被告ら）

##### (2) 結論

一部認容、一部棄却

##### (3) 関連条文

著 2 条 1 項 10 号の 3 / 著 12 条の 2 / 著 21 条 / 著

27 条 / 著 112 条 / 著 114 条 1 項 / 民 709 条

##### (4) キーワード

データベースの著作物性、損害額の推定

##### (5) 事件に至る経緯

(i) 翼システム株式会社は、旅行者向けシステム「旅行業システム SP」（以下、原告システム）に含まれる検索及び行程作成業務用のデータベース（以下、原告 CDDB）を制作した。

(ii) 翼システム株式会社は、関連会社である株式会社ブロードリーフに原告 CDDB の著作権を譲渡した。

(iii) 1 審被告らは、原告 CDDB に対して、新たなデータベース（以下、被告 CDDB）を制作し、被告 CDDB を含む旅行者向けシステム「旅 nesPro」（以下、被告システム）を製造、販売した。被告 CDDB は、バージョンの変更がなされており、「当初版」、「2006 年版」、「現行版」及び「新版」の 4 つの版が存在する。なお、Y2～Y6 は、翼システム株式会社及び株式会社ブロードリーフの元従業員であった。

(iv) 株式会社ブロードリーフは、被告 CDDB は原告 CDDB の複製物ないし翻案物であるとして、被告 CDDB の複製、翻案等の差止、損害賠償請求、及び被告 CDDB の破棄を求める本件訴訟を提起した。

(v) 1 審原告は、株式会社ブロードリーフを吸収合併し、本件訴訟を承継した。なお、1 審原告の設立当時の商号は「シー・ビー・ホールディングス株式会社」であったが、吸収合併の日に商号を「株式会社ブロードリーフ」に変更した。

- (vi) 原審（東京地裁平成 21 年(ワ)第 16019 号）は、1 審原告の請求のうち、被告 CDDB の当初版、2006 年版及び現行版について著作権侵害を認容した。
- (vii) これに対して、1 審原告は、1 審原告敗訴部分全部を不服として控訴を提起し、1 審被告らは、損害賠償請求に関する敗訴部分のみを不服として控訴を提起した。

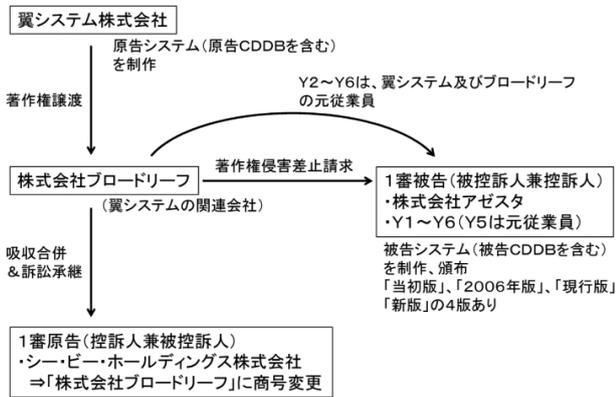


図 1：事件に至る経緯のまとめ

## 2. 争点

本件の主な争点は、以下の 2 つである。

- (1) 原告 CDDB の著作物性及び被告 CDDB が原告 CDDB に依拠して作成された複製物ないし翻案物といえるか (争点(1))
- (2) 被告らの損害賠償責任の有無及び原告の損害額 (争点(5))

なお、括弧内は、本件の判決文内での争点の番号を示す。その他の争点に関して、本稿では説明を割愛する。

## 3. 前提知識

本件は、リレーショナルデータベース（関係データベース）の著作物性について争われた事例である。そこで、前提知識として、コンピュータ知識に乏しい会員向けにリレーショナルデータベースについて、簡単に説明する。

### (1) リレーショナルデータベース

リレーショナルデータベースは、「関係モデルにもとづいて設計、開発されるデータベース」(wikipedia より) であると説明されるが、端的に言えば、以下の図 2 及び図 3 のように、個々の情報に関係性を持たせたデータベースである。

フィールド



ID	氏名	住所	電話番号
0001	A富雄	奈良県奈良市...	0742...
0002	B真弓	奈良県生駒市...	0743...
⋮	⋮	⋮	⋮

レコード ←

図 2：顧客データベースの一例

販売日	ID	商品	個数
2017/06/06	0001	商品A	10
2017/06/07	0001	商品B	5
2017/06/07	0002	商品C	15
⋮	⋮	⋮	⋮

図 3：販売データベースの一例

図 2 及び図 3 は、商品の販売で利用されるデータベースの一例を示している。具体的には、図 2 のデータベースは、顧客情報を格納しており、図 3 のデータベースは、顧客が購入した販売履歴の情報を格納している。

図 2 及び図 3 のようなテーブル形式のデータベースは、「マスターテーブル」、「マスタ」等と呼ばれ、各行のデータは「レコード」、各列の項目は「フィールド」と呼ばれる。1 行分のレコードが、1 件分の情報に相当する。また、「ID」フィールドに格納される値のように、重複のない値が割り当てられるキーは、プライマリ・キー（主キー）と呼ばれる。

図 2 のデータベースと図 3 のデータベースとは、「ID」という共通のキーで関係性が規定されている。そのため、図 2 及び図 3 のデータベースを結合すれば、図 4 に示すデータベースを作成することができ、これによって、どの顧客がどの日に何を購入したかを特定することができるようになる。すなわち、顧客情報と販売履歴とを結合した情報を得ることができる。

販売日	ID	氏名	住所	電話番号	商品	個数
2017/06/06	0001	A富雄	奈良県奈良市...	0742...	商品A	10
2017/06/07	0001	A富雄	奈良県奈良市...	0742...	商品B	5
2017/06/07	0002	B真弓	奈良県生駒市...	0743...	商品C	15
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

図 4：結合したデータベースの一例

このように、種々の情報を格納する各マスターテーブル間の関係性を規定しておき、必要に応じて複数のマスターテーブルを結合して、所望の情報を得ることができるようにしたものがリレーショナルデータベースである。

## (2) 正規化

図4のようなマスターテーブルが作成できるのであれば、図2及び図3のマスターテーブルは省略して、図4のマスターテーブルのみを保持しておけばよいと考えることもできる。

しかしながら、図4のような1つのマスターテーブルで全ての情報を保持しようとするすると様々な問題が生じ得る。その一つの例が更新の手間が多く発生するということである。

例えば、ID「0001」の「A 富雄」との氏名を「C 菖蒲」に変更する等の顧客情報に修正が必要になったとする。この場合、図2のマスターテーブルでは1レコードの修正で済むのに対して、図4のマスターテーブルでは、同顧客が登場する分(図4の例では、少なくとも2レコード)だけ修正が必要になる。

そのため、このような重複を避けるために、図4のようなマスターテーブルから図2及び図3のマスターテーブルに分割する作業が行われる。この分割する作業が、いわゆるデータベースの「正規化」の一例である。なお、データベースの正規化には、この他に様々な手法が存在するが、本稿では説明を割愛する。

## 4. 判旨

(1) 原告 CDDB の著作物性及び被告 CDDB が原告 CDDB に依拠して作成された複製物ないし翻案物といえるか

(a) データベースの複製ないし翻案について

裁判所は、リレーショナルデータベースの著作物性について、『著作権法12条の2第1項は、データベースで、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する旨規定しているところ、情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に制作者の何らかの個性が表れていれば、その制作過程において制作者の思想又は感情が移入され、その思想又は感情を創作的に表現したものとして、当該データベースは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するものと認めてよいものと解される。』、『リレーショナルデータベースにおける体系的構成の創作性を判断するに当たっては、データベースの体系的構成は、情報の集合体から特定の情報を効率的に検索することができるようにした論理構造であっ

て、リレーショナルデータベースにおいては、テーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに存在するフィールド項目の内容(種類及び数)、どのテーブルとどのテーブルをどのようなフィールド項目を用いてリレーション関係を持たせるかなどの複数のテーブル間の関連付け(リレーション)の態様等によって体系的構成が構築されていることを考慮する必要があるものと解される。』、『リレーショナルデータベースにおいては、一般に、各テーブル内に格納されるデータの無駄な重複を減らし、検索効率を高めるために、フィールド項目に従属関係を設定して、新たなテーブルを設けたり、テーブル内に格納されているデータの更新を行う際にデータ間に不整合が起こらないようにするために、関連性の高いデータ群だけを別のテーブルに分離させるなどの正規化が行われており、その正規化の程度にも段階があることから、正規化がもたらす意義や正規化の程度についても考慮する必要があるものと解される。』

と説示した。

また、裁判所は、複製及び翻案について、『複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい(著作権法2条1項15号)、著作物の複製(同法21条)とは、当該著作物に依拠して、その表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものを有形的に複製する行為をいうものと解される。』

『著作物の翻案(著作権法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいうものと解される(最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照)。』

と説示した。

更に、裁判所は、リレーショナルデータベースの性質について、『リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部を分割して利用することが可能であり、また、テーブル又は各テーブル内のフィールドを追加したり、テーブル又はフィールドを削除した場合であっても、既存のデータベースの検索機能は当然に失われるものではなく、その検索のため

の体系的構成の全部又は一部が維持されていると評価できる場合があり得るものと解される。』と述べた上で、被告 CDDB が原告 CDDB を複製ないし翻案したものといえるかどうかについては、

- (I) 『まず、被告 CDDB において、原告 CDDB のテーブル、各テーブル内のフィールド及び格納されている具体的な情報（データ）と共通する部分があるかどうかを認定』する
- (II) 『次に、その共通部分について原告 CDDB は情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するかどうかを判断』する
- (III) 『さらに、創作性を有すると認められる場合には、被告 CDDB において原告 CDDB の共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能であるかどうかを判断』する

以上の(I)～(III)のステップにより、被告 CDDB において原告 CDDB の共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能である場合に、『その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、被告 CDDB は、原告 CDDB の共通部分を複製ないし翻案したものと認めることができるというべきである』と説示した。

- (b) 被告 CDDB が原告 CDDB の複製物ないし翻案物といえるか

裁判所は、原告 CDDB において、『①出発地、経由地、目的地に面した道路に関するデータの検索、②道路を利用した移動に関する経路探索・料金の算出、③ホテル・旅館、観光施設に関する情報の検索、④会社を特定して行う公共交通機関を利用した経路探索、⑤道路と地図を関連付けて行う地図からの検索、道路地点、ホテル・旅館、観光施設、駅について市区町村、地区・県名からの検索を行うために、各々列挙された各テーブルの体系的構成が構築されている。』ことを認定した上で、被告 CDDB の各版との共通部分を抽出して、上記(I)～(III)の手順に従って、被告 CDDB の各版が、原告 CDDB の複製物ないし翻案物といえるか否かについて判定した。その結果、裁判所は、被告 CDDB の当初版、2006年版及び現行版については、原告 CDDB の共通部分の複製物であると認定し、被告 CDDB の新版については、原告 CDDB の共通部分の翻案物であると認定した。被告 CDDB の当初版、2006年版及び現行版が複製物と認定されたのに対して新版が翻案物と認定されたのは、原告 CDDB から

の改変の程度による。

- (2) 被告らの損害賠償責任の有無及び原告の損害額
  - (a) 著作権法 114 条 1 項に基づく損害額

裁判所は、著作権法 114 条 1 項に基づく損害額の算定にあたり、被告 CDDB の該当期間の販売数量は 397 本であると認定し、原告 CDDB に係る単位数量当たりの利益額について、『1 審被告らが、原告システムの顧客に対して原告システムから被告システムへのリプレイス販売を持ち掛け、相当数の原告システムの顧客に対して、原告システムから被告システムへの切り替えに成功していることを考慮すると、被告 CDDB を含む被告システムと原告 CDDB を含む原告システムとは、市場において競合関係にあるものと認められるから、原告 CDDB を含む原告システムのシステム全体についても、被告 CDDB との関係で、1 審原告が「侵害の行為がなければ販売することができた物」に当たるものと認められる。』と認定した上で、その利益額は、91 万 8000 円であると認定した。また、裁判所は、原告システムが、システムの各機能を実行させるプログラム部分とデータベース部分と切り分け可能であることから、『プログラム部分とデータベース部分は、構成上は別のものであること、1 審原告は、データベース部分である原告 CDDB を単体では販売することはなく、原告 CDDB を含む原告システムを一体のシステムとして販売していること、原告システムにおいては、プログラム部分とデータベース部分のそれぞれが顧客吸引力を有し、原告システムの購入動機の形成に貢献ないし寄与しているものと認められることを総合考慮すると、著作権法 114 条 1 項に基づく 1 審原告の損害額の算定の基礎となる「侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益額」は、原告 CDDB を含む原告システムの 1 本当たりの利益額全額ではなく、データベース部分である原告 CDDB の上記貢献ないし寄与の割合（以下、単に「寄与割合」という。）に応じて算出するのを相当と認める。』とした上で、原告システムの 1 本当たりの利益額における原告 CDDB の寄与割合は、50%と認めるのが相当であると認定した。

以上により、著作権法 114 条 1 項に基づく 1 審原告の損害額は、91 万 8000 円 × 0.5 × 397 本 = 1 億 8222 万 3000 円であると認定された。

- (b) データメンテナンス契約に係る損害について

裁判所は、『旅行業者が原告 CDDB を含む原告シス

テムを購入するに当たっては、適宜の時期に情報の更新等を行い、できる限り最新の情報をデータベースに格納しておくことを希望するものと認められるから、原告システムの購入時にデータメンテナンス契約を締結し、少なくとも1年間は上記データメンテナンス契約を継続するのが通常であるものと認められる。』『そうすると、1審被告らによる被告CDDDBを含む被告システムの販売に係る著作権の侵害行為とその販売数量に対応する1審原告のデータメンテナンス契約に係る1年分の利益額に相当する損害との間には相当因果関係が認められ、1審原告は、上記損害を被ったものと認めるのが相当である。』として、データベースのメンテナンス契約についても相当因果関係が認められると認定した。その上で、裁判所は、データメンテナンス契約の利益額は3000円であると認定し、被告システムの各販売時期から販売数量397本のうち307本については12か月分、81本について6か月分であるのが相当であるとして、データメンテナンス契約に係る利益相当額の損害額は、3000円×12か月×307本+3000円×6か月×81本=1251万円であると認定した。

## 5. 解説

本件は、リレーショナルデータベースの著作物性、特に、複製ないし翻案であるか否かを判定する方法(上記(I)~(III))を示した点で興味深い事件である。

上記(II)のステップについて、複製ないし翻案元であると権利者が主張する対象データベース(以下、対象DB)と侵害被疑データベース(以下、被疑DB)との共通部分に、独自の情報の選択又は体系的な構成が認められることはあり得ない。そのため、対象DBと被疑DBとの共通部分が著作物性(創作性)を有するか否かは、通常は、対象DBにおいて著作物性が認められる情報の選択又は体系的な構成を認定し、被疑DBとの共通部分において、その認定した情報の選択又は体系的な構成が維持されているかどうかを判断することにより行われることになると思われる。

また、上記(III)のステップについて、情報の選択又は体系的な構成に創作性を付与する設計思想・方針は、経路検索を行えるようにする等の所望の機能を達成するために設定されるものである。そのため、被疑DBにおいて対象DBの情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能であるか否かは、被疑DBに

おいて、対象DBとの相違点を加味しても、対象DBの設計思想・方針が変更されていない、すなわち、対象DBの機能が維持されているか否かを判断する、ことにより行われることになると思われる。

したがって、被疑DBが対象DBの複製ないし翻案であるか否かを判定する手順は、具体的には、以下のとおりになるものと解される。

- (A) 対象DBが、著作物性が認められる情報の選択又は体系的な構成を有するか否かを判断する
- (B) 対象DBと被疑DBとの共通部分(一致点)を抽出する
- (C) 対象DBと被疑DBとの共通部分において、(A)で認定した著作物性が認められる情報の選択又は体系的な構成が維持されているか否かを判断する
- (D) 被疑DBにおいて、(A)で認定した著作物性が認められる情報の選択又は体系的な構成に対応する機能が維持されているか否かを判断する

リレーショナルデータベースの特性上、データを単に追加しても、元のデータベースの機能は失われることはない。また、マスターテーブルを分割する等の正規化を行うことで見かけ上の変更を加えても、レコードの参照方法はほぼ変わらないため、マスターテーブルの同一性は維持され得る(本件でも、被告CDDDBの正規化が行われた部分について、原告CDDDBの該部分と実質的に同一と認定されている)。そのため、手順(A)~(D)では、被疑DBにおいてデータの追加や正規化がいくら行われても、本件のように対象DBをコピーして利用している限り、上記手順(B)及び(D)の認定を回避するのは難しいため、被疑DBは対象DBの複製ないし翻案に当たる、と判定されることになると推測される。

上記手順(A)において、対象DBの創作性は、当該対象DBにおいて『情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に制作者の何らかの個性が表れて』いるか否かによって認定されることになる。データベース作成の過程において、情報の選択又は体系的構成の構築は、上記のとおり、所望の機能を達成するために設定された設計思想・方針に基づいて行われる。そのため、「制作者の何らかの個性」が表れているか否かを認定する一つの要素として、対象DBの機

能が新しいか否かという特許法の新規性に近い判断が含まれるのは避けられないように思われる。ただし、「選択の幅」がなければそもそも創作性が認められないため、選択の幅がなかろうが保護対象とする特許法とはこの点で区別される。

対象 DB の創作性が否定された場合には、上記手順 (A) の認定でストップし、いくら被疑 DB が対象 DB をそのまま複製したものであったとしても、被疑 DB は、対象 DB の複製ないし翻案には当たらないことになる。ただし、このような対象 DB の創作性が否定される場合であっても、対象 DB をそのまま複製したデータベースを競合する販売地域で販売する行為が不法行為にあたるとしたケース（東京地裁中間判決平成 13 年 5 月 25 日 平成 8 年(ワ)第 10047 号）が存在する。

データベースを保護する趣旨は、データベースの構築には多大なコストがかかるのに対して侵害（複製）が極めて容易であることによる。一方で、著作権法は、思想又は感情を創作的に表現したものを保護するものであるから、データベースの保護対象として期待される範囲と著作権法で保護される範囲とは必然的に乖離する。すなわち、創作性のないデータベースは、

いくらコストがかかっているとしても、著作権法では保護されないことになる。現状、このような乖離部分については、上記のような一般不法行為の法理に基づいて、事案の解決を図るしかないだろう。

私見ではあるが、何ら設計思想・方針が存在せずにデータベースを作成することはあり得ないから、その設計思想・方針の存在に基づいてデータベースの創作性を肯定し、そのデータベースの複製ないし翻案の範囲を創作性の高低に応じて定めるようにしてもよいように思われる。すなわち、創作性の低いデータベースに関しては、デッドコピーのような場合にのみ保護を与え、創作性の高いデータベースに関しては、本件のように改変を加えたものにまで保護を与えるようにすることで、著作権法の範疇でも、データベースを適切に保護し得るように思われる。

なお、本件では、メンテナンス契約についても、相当因果関係が認められ、損害賠償の対象となっていることも注目すべき点である。

以上  
(原稿受領 2017. 6. 30)